



新たな創造を生み出す

TAP実務家クラブ

事業継承

TAP
実務家クラブ
定例会

第25回定例会

士業、事業承継コンサルタント必聴！徹底解説 新事業承継税制の全貌
～租特法・円滑化法の政省令改正等を踏まえた決定版～

日時 2018年 **4月19日(木)**

14:00～17:00 (受付開始13:30)

受講料 **25,000円**(資料代・税込)
TAP実務家クラブ会員(2名様まで無料)

会場 **TAP高田馬場**

定員 **100名**



講師 **ベイス法律事務所
弁護士**

伊藤 良太 氏

昭和59年 岐阜県生まれ
平成19年 早稲田大学法学部 卒業
平成22年 早稲田大学大学院法務研究科 修了
同 年 司法試験 合格
平成23年 最高裁判所司法研修所 修了(新第64期)
平成24年 弁護士登録
(ベンチャー企業法務、契約・M&A・事業承継案件等に従事)
平成27年 経済産業省中小企業庁事業環境部財務課 採用(課長補佐)
(事業承継関連施策を担当し、事業承継ガイドライン執筆、
事業承継税制(平成29年度税制改正)の立案・執行、予算事業等に従事)
平成29年 ベイス法律事務所 設立(第二東京弁護士会所属)

こんな方に
おすすめ

- 事業承継税制改正の概要はわかったが、制度の詳細がわからない。
- 大綱では不明だった論点がどのように整理されたのかわからない。
- 新制度にも思わぬ落とし穴があるのではないかと不安。
- 新制度の利用に際して留意すべきポイントがわからない。

この
セミナーを
受講すると…

- ★政省令も踏まえた新制度の全体像を理解することができる。
- ★大綱で積み残された論点を整理することができる。
- ★実務上の留意点を知ることができる。
- ★政省令の公布後すぐのセミナーであり、すぐに実務でのスタートを切ることができる。
- ★元中小企業庁担当者が講師であり、条文等を正確に理解することができる。

ごあんない

世紀の大改正が行われることとなった事業承継税制。これにより、中小企業株式の承継に伴う税負担の問題は一挙に解決されるとも言われております。しかし、実際に新事業承継税制の適用を検討するにあたって、与党税制改正大綱だけでは読み取れない論点が多く存在します。例えば、先代経営者以外の者からの贈与・相続の順序や期間制限、複数後継者に課される要件、特例承継計画の記載事項などです。そこで本セミナーでは、本年4月1日に施行される租税特別措置法及び政省令、並びに経営承継円滑化法施行規則を読み解き、上記の不明点を明らかにし、また、新事業承継税制の適用に伴う留意点についても、弁護士の立場から指摘いたします。

講座内容

1 改正の背景と事業承継支援策の全体像

2 事業承継税制の概要

3 新事業承継税制の解説

- (1) 適用対象株式数上限の撤廃、猶予割合の拡大
- (2) 対象者の拡充(相続時精算課税制度の適用拡大)
- (3) 雇用要件の撤廃
- (4) 期間制限(計画提出期間・承継実行期間)
- (5) 特例承継計画

4 質疑応答

交流会 17:00～19:00
[別途1,000円(税込)]

TAP実務家クラブ会員は交流会のみのご参加も承ります。

会員割引

- ※1 無料: TAP実務家クラブ会員、東京定額制クラブ会員、TAP実務セミナー利用券使用、TAPチケット10使用
 - ※2 30%off: 大阪定額制クラブ会員割引対象者
 - ※3 20%off: 相続アドバイザー協議会認定会員
- ※ 交流会は割引対象外です。

セミナー詳細・お申込は、ホームページからでもご利用可能です。➡

TAP 実務セミナー 🔍



FAX:03-3208-6255

4月19日開催 受講申込書

士業、事業承継コンサルタント必聴！徹底解説 新事業承継税制の全貌

ご記入月日

平成 年 月 日

定例会

参加する

参加しない

交流会

参加する ※(別途1,000円)

参加しない

3分間プレゼンを

希望する

希望しない

※先着5名様限定となります。

ふりがな

事務所名
または会社名

事業所または
会社所在地
ご住所

〒

ご連絡先

TEL

FAX

携帯電話など必ず連絡がつく先をご記入ください。

ふりがな

参加者名

E-mail

業種

- 弁護士 税理士 公認会計士 司法書士 不動産鑑定士
行政書士 社会保険労務士 土地家屋調査士 中小企業診断士 FP
金融機関 証券 保険 コンサルティング会社
不動産業 住宅・建設 その他()

認定区分に○印

AFP・CFP®

番号

TAP実務家クラブ会員

東京定額制クラブ会員

それ以外の会員

一般

TAP実務セミナー利用券使用〔No. 〕

●本書・受講申込書をコピーし、必要事項をご記入の上、FAXにてお申込ください。「受講申込書」が届き次第参加者様宛に、折り返し「受付確認書」をFAXいたします。

●お申込み多数の場合は、事前に締め切らせていただきます。

弊社は不動産鑑定のエキスパート集団です。セミナーの休憩中、終了後に不動産鑑定士による『不動産概算評価・机上広大地判定(無料)』のご相談をお受けいたします。当日、実際の案件(資料)をお持ちいただければ、できる限り対応させていただきますので、受付スタッフまでお気軽にお申し付けください。

※当日中にご回答できない場合がございます。予めご了承くださいませ。

<TAP高田馬場>

【所在地】

東京都新宿区高田馬場1-31-18 高田馬場センタービル3階

【交通アクセス】

JR山手線 高田馬場駅(戸山口)より徒歩3分

西武新宿線 高田馬場駅(戸山口)より徒歩3分

東京メトロ東西線 高田馬場駅(3番出口)より徒歩6分

NPO法人 日本ファイナンシャルプランナーズ協会
法人賛助会員・継続教育認定単位研修機関

TAP 株式会社 東京アプライザル

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1-31-18 高田馬場センタービル3階

TEL.0120-02-8822/FAX.03-3208-6255

<https://tap-seminar.jp> seminar@t-ap.jp

